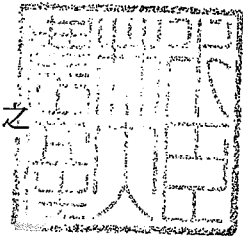


15消安第3009号
平成15年10月31日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



動物用医薬品の承認に係る意見の聴取について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項の規定に基づき、下記の動物用医薬品の承認に関して、同法第83条第1項により読み替えて適用される同法第23条において準用する同法第14条第2項第2号（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

なお、本件については、平成15年10月31日付け15消安第3008号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。

記

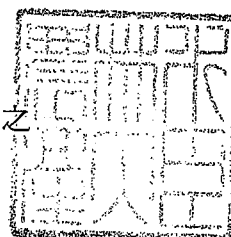
イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤
（ノックベイト）



15消安第3010号
平成15年10月31日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第3項の規定に基づき、下記の動物用医薬品についての同条第1項の使用者が遵守すべき基準を定めることについて意見を求める。

なお、下記の動物用医薬品の承認については、平成15年10月31日付け15消安第3009号にて意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。

記

イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤
(ノックベイト)